



30年2月号(広告)
2018年2月1日発行
三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島 2370 番地 14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第129号
発行担当者
山本武史

年が明けてあっという間にもう2月となりました、2月は確定申告の受付が開始となります。所得税及び贈与税の申告期限は3月15日、消費税の申告期限は3月31日となっております。まだまだ先と思っても、すぐに申告期限がやってまいりますので、確定申告の必要な方は早めのご準備をお願い致します。

今月のテーマ：2018年度税制改正大綱

毎年行われる税制改正ですが、今回の税制改正大綱でも所得税や法人税など各種税制についての改正案が発表されました。今回は確定申告の時期という事もありますので、改正大綱の一部の所得税に関する項目についてお伝えいたします。

給与所得控除額の縮小

給与所得を計算する場合、給与収入から一定の計算により算出された給与所得控除額を控除して計算します。この給与所得控除額が全体的に10万円縮小し、上限額も220万円から195万円に縮小され下記のようになります。

給与等の収入金額	給与所得控除額(～2019年12月)	給与所得控除額(2020年1月～)
1,625,000円以下	650,000円	550,000円
1,625,000円超 1,800,000円以下	収入金額×40%	収入金額×40% - 100,000円
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30% + 180,000円	収入金額×30% + 80,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20% + 540,000円	収入金額×20% + 440,000円
6,600,000円超 8,500,000円以下	収入金額×10% + 1,200,000円	収入金額×10% + 1,100,000円
8,500,000円超 10,000,000円以下	収入金額×10% + 1,200,000円	1,950,000円(上限)
10,000,000円超	2,200,000円(上限)	1,950,000円(上限)

< 所得金額調整控除 >

給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、特別障害者に該当するもの又は年齢23歳未満の扶養親族を有するもの若しくは特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額(その給与等の収入金額が1,000万円を超える場合には1,000万円)から850万円を控除した金額の10%に相当する金額を所得の金額から控除する。(給与所得控除額の上限2,100,000円)

例) 給与所得が900万円の場合

(1)通常の場合の給与所得控除額

9,000,000円 > 8,500,000円なので上限額の1,950,000円

(2)特別障害者に該当する者が居る場合

(1)の上限額の1,950,000円に加えて上記の< 所得金額調整控除 >額が加算されます。

1,950,000円 + (9,000,000円 - 8,500,000円) × 10% = 2,000,000円

基礎控除額の拡大及び段階的な縮小

基礎控除額が一律10万円引き上がりますが、所得が2,400万円を超える高所得者は、基礎控除が3段階で減額し、所得が2,500万円超で控除額がゼロになります。

2020年分以降の所得税及び2021年度分以降の住民税に係る基礎控除額から次のようになります。

合計所得金額	基礎控除(所得税)	基礎控除(住民税)
24,000,000円以下	480,000円	430,000円
24,000,000円超 24,500,000円以下	320,000円	290,000円
24,500,000円超 25,000,000円以下	160,000円	150,000円
25,000,000円超	0円	0円

Vision

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：「Vision」

今月の開催日は2月8日(木)です

一年に一度、一日じっくり計画を立ててみませんか？

参加された経営者の方々からも多くのお喜びの声をいただいております。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者様	申込期限
2月8日(木)	12・1・2・3月決算法人様及び個人事業主様	2月2日(金)
3月22日(木)	1・2・3・4月決算法人様及び個人事業主様	3月16日(金)
4月12日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月6日(金)

2月のスケジュール

1	木	* 贈与税申告受付開始
8	木	* 経営計画書作成セミナー：Vision
13	火	* 1月分源泉所得税・住民税の納付期限
16	金	* 所得税申告受付開始
23	金	* 税理士記念日
28	水	* 12月決算法人の確定申告期限及び納付期限 * 1月分社会保険料の納付期限 * 6月決算法人の中間申告・納付期限 * 消費税(4期)の納付期限 (年税額400万円超の3・9月決算法人) * 個人住民税(普通徴収分)の納付期限

公的年金等控除額の縮小

公的年金等控除が一律10万円縮小され、公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合に195万5千円の控除の上限が新設されます。また、年金以外の所得が1,000万円を超える場合は、下記の表により算出した控除額から更に10万円減額し、2,000万円を超える場合には、20万円減額されます。(適用時期は2020年分の申告から)

年金受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額(A)	公的年金等控除額
65歳未満	1,300,000円以下	600,000円
	1,300,000円超 4,100,000円以下	(A)×25% + 275,000円
65歳以上	3,300,000円以下	1,100,000円
	3,300,000円超 4,100,000円以下	(A)×25% + 275,000円
すべての年齢	4,100,000円超 7,700,000円	(A)×15% + 685,000円
	7,700,000円超 10,000,000円以下	(A)×5% + 1,455,000円

青色申告特別控除の縮小

青色申告特別控除が65万円から55万円(10万円控除の場合は変更なし)に縮小されますが、電子申告(e-Tax)を利用して申告した場合、もしくは、法律にもとづいて税務上の書類を電子保存している場合には、控除額が10万円増加します。(適用時期は2020年分の申告から)

青色申告特別控除の縮小と前記基礎控除額の一律10万円増加とを合わせて、現行と改正案を比べてみると下記の表になります。

現行の控除額			改正案の控除額			要件
青申告控除	基礎控除	合計	青申告控除	基礎控除	合計	
65万円	38万円	103万円	65万円	48万円	113万円	現行の「65万円控除」の要件 + 電子申告又は電子帳簿保存
			55万円	48万円	103万円	現行の「65万円控除」の要件
10万円	38万円	48万円	10万円	48万円	58万円	現行の「10万円控除」の要件

基礎控除額が増加した分を、各所得控除等を減少させることにより、合計の控除額を改正前の控除額と同一になるように控除額が調整されています。年金及び給与所得のある方は、両方の控除縮小額が重ならないように、一定の調整額が設けられています。

現在、税制改正大綱です。国会で閣議決定がされるまでに変更の可能性がございますので、ご注意ください。



経営計画発表会を行いました

平成30年1月18日(木)に経営計画発表会を行いました。各人が個人目標を設定し発表を行い、また一年目標達成に向けて努力してまいります。当日は皆さまにご不便をお掛けし申し訳ございませんでした。